

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路の指定の一部を次のとおり取り消しましたので公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 6 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

## 1 取消事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の名称	道路の位置
第 406 号	平成  25.5.16	メートル  6.2	メートル  55.80	京都都市計画(京都国 際文化観光都市建設 計画)都市計画事業桃 山東第二地区土地区 画整理事業施行地区 内区画道路	京都都市計画 (京都国際文化 観光都市建設計 画)都市計画事 業桃山東第二地 区土地区画整理 事業施行地区内
		メートル  6.0	メートル  91.30		

## 2 縦覧時間

京都市の休日を守る条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)